

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正により、退職手当の支給に係る経過措置が改められたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 国家公務員等が退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった者が滋賀県で退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとします。(付則別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例 新旧対照表

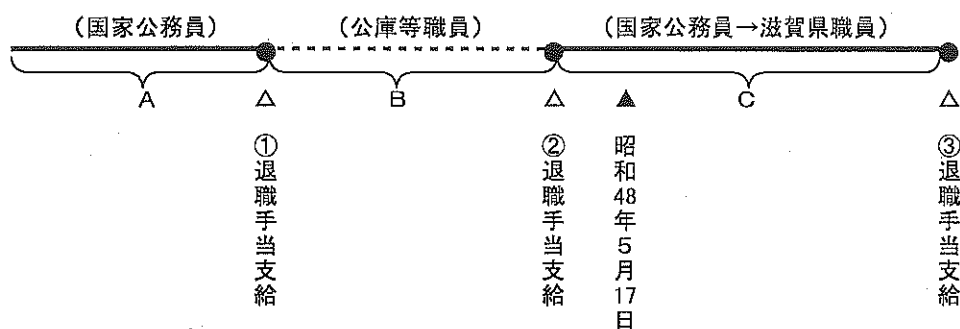
旧		新	
付則(昭和48年条例第33号) 1から4.1まで (略)			
付則別表		付則別表	
平成13年3月31日以前	年5.5パーセント	平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント	平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント	平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
平成21年4月1日以後	年3.2パーセント	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	年3.2パーセント
		平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
		平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
		平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
		平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
		平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
		平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
		平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

**改正の概要**

公庫等へ出向した経歴がある国家公務員が、引き続いて県職員となり、県で最終退職する場合の退職手当の計算方法について、国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴い改正するもの。

昭和48年5月17日制度改正以前に国家公務員が公庫等へ出向した際には、国から退職手当を支給され、公庫等からの復職時には、公庫等から退職手当が支給されており、この退職手当を受けた国家公務員が、県で最終退職する場合において、県で支給される退職手当の計算に用いる利率について、次のとおり改正します。

(参考) 退職手当の計算方法



最終退職時の退職手当 (③)

$$= (A \cdot B \cdot C \text{ を通算した期間の退職手当}) - \{ ( \text{出向時の退職手当 (Aの期間が対象} \cdot \text{①)} + \text{その後の利息} ) + ( \text{復職時の退職手当 (Bの期間が対象} \cdot \text{②)} + \text{その後の利息} ) \}$$

※③の最終退職時に、A、B、Cの期間を通算して計算した額から、出向時 (①) および復職時 (②) に支給された退職手当額に、それぞれ一定の利息相当分を加えた額を差し引いた退職手当を支給

**改正する利率**

国家公務員退職手当法施行令に規定された利率に改正

改正前		改正後	
平成12年度以前	年 5.5%	(平成20年度まで 改正無し)	
平成13年度～16年度	年 4.0%	平成21年度	年 3.2%
平成17年度	年 1.6%	平成22年度	年 1.8%
平成18年度	年 2.3%	平成23年度	年 1.9%
平成19年度	年 2.6%	平成24年度	年 2.0%
平成20年度	年 3.0%	平成25年度	年 2.2%
平成21年度以後	年 3.2%	平成26年度	年 2.6%
		平成27年度	年 2.9%
		平成28年度	年 3.4%
		平成29年度	年 3.6%
		平成30年度	年 3.9%
		平成31年度	年 4.0%
		平成32年度以後	年 4.1%

